

第2回合併協議会 会議資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第2回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会

日 時 平成13年9月3日(月)
午後1時30分～3時30分
場 所 高富町役場3階大会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 題

報告事項

- 報告第8号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程について
- 報告第9号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等閲覧規程について
- 報告第10号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部改正について

協議事項

- 協議第5号 合併の方式について
- 協議第6号 合併の期日について
- 協議第7号 新自治体の事務所の位置について
- 協議第8号 新自治体の名称について

確認事項

- 第3回合併協議会開催日程等について

4. そ の 他
5. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年8月1日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	山崎通	高富町	高富町長	
副会長	矢口貢男	美山町	美山町長	
	村橋忠夫	伊自良村	伊自良村長	
委員	村瀬伊織	高富町	高富町議会議長	
	渡辺政勝		高富町議会議員	
	武山和行		高富町議会議員	
	藤岡功		学識経験者	
	杉田實男		学識経験者	
	平野元		学識経験者	
	三井怜子		学識経験者	
	上野登志博	伊自良村	伊自良村議会議長	
	横山善道		伊自良村議会議員	
	川島清夫		伊自良村議会議員	
	山崎雄作		学識経験者	
	船戸繁俊		学識経験者	
	高井克明		学識経験者	
	棚橋壽子		学識経験者	
	長屋孝	美山町	美山町議会議長	
	大西克巳		美山町議会議員	
	小森英明		美山町議会議員	
	河口衛		学識経験者	
	高瀬茂		学識経験者	
	花村進		学識経験者	
石神みち子	学識経験者			
河合正明	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長	
古川一美		学識経験者	岐阜地域振興局振興課長	

顧問

役職名	氏名	備考
岐阜県議会議員	山田忠雄	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程

(平成13年8月14日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他の傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 会議の一般傍聴人の定員は、30人とする。

(傍聴の手續)

第3条 報道関係者は、協議会の事務局において、報道関係者受付簿(様式第1号の1)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入の上、報道関係者傍聴証(様式第2号その1)の交付を受けなければならない。

2 一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿(様式第1号その2)に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証(様式第2号その2)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

4 報道関係者傍聴証及び一般傍聴証(以下「傍聴証」という。)の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、
又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの
類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長
(以下「議長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た者を除く。
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し
ないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、
又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切っておくこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこ
と。
(職員の指示)

第 7 条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 8 条 傍聴人は、運営規程第 2 条第 1 項ただし書の規定により、会議を公開し
ない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 9 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に
従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

年 月 日

年第 回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会
報道関係者受付簿

番号	報道機関		傍聴しようとする者	備考
	住所	名称	氏名	

様式第1号その2 (第3条関係)

年 月 日

年第 回 高富町・伊自良村・美山町合併協議会
一般傍聴人受付簿

番号	住 所	氏 名	備 考

様式第2号その1（第3条関係）

<p style="text-align: center;">報 道 関 係 者 傍 聴 証</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高富町・伊自良村・美山町合併協議会</p>

様式第2号その2（第3条関係）

<p style="text-align: center;">一 般 傍 聴 証</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">高富町・伊自良村・美山町合併協議会</p>

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等閲覧規程

(平成13年8月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程第8条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと思われる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する町村(高富町を除く。)の役場の所定の場所とし、その時間は当該事務局又は町村の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者(以下「閲覧者」という。)が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

別記様式（第4条関係）

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

年 月 日

高富町・伊自良村・美山町合併協議会
会 長 山 崎 通 様

申出者

住 所

氏 名

電話番号（ ） -

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申出します。

なお、閲覧に関しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

記

- 1 閲覧希望日時 年 月 日（ ）
時 分 ~ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 第 回合併協議会の会議録
(2) 第 回合併協議会に提出された文書
- 3 写しの交付 希望する ・ 希望しない

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部改正について

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

別表（第9条関係）

1. 名称	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会長の印	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会長職務代理者の 印	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会事務局長の印	高富町・伊自良村 ・美山町合併協議 会出納員の印																																																																																										
2. ひな形	<table border="1"> <tr><td>議</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>会</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>長</td><td>合</td><td>村</td><td>町</td></tr> <tr><td>之</td><td>併</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>印</td><td>協</td><td>美</td><td>伊</td></tr> </table>	議	山	自	高	会	町	良	富	長	合	村	町	之	併	・	・	印	協	美	伊	<table border="1"> <tr><td>代</td><td>議</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>理</td><td>会</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>者</td><td>長</td><td>合</td><td>村</td><td>町</td></tr> <tr><td>之</td><td>職</td><td>併</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>印</td><td>務</td><td>協</td><td>美</td><td>伊</td></tr> </table>	代	議	山	自	高	理	会	町	良	富	者	長	合	村	町	之	職	併	・	・	印	務	協	美	伊	<table border="1"> <tr><td>長</td><td>議</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>之</td><td>会</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>印</td><td>事</td><td>合</td><td>村</td><td>町</td></tr> <tr><td>務</td><td>併</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>局</td><td>協</td><td>美</td><td>伊</td><td></td></tr> </table>	長	議	山	自	高	之	会	町	良	富	印	事	合	村	町	務	併	・	・		局	協	美	伊		<table border="1"> <tr><td>納</td><td>協</td><td>山</td><td>自</td><td>高</td></tr> <tr><td>員</td><td>議</td><td>町</td><td>良</td><td>富</td></tr> <tr><td>之</td><td>会</td><td>合</td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>印</td><td>出</td><td>併</td><td>美</td><td>伊</td></tr> </table>	納	協	山	自	高	員	議	町	良	富	之	会	合	・	・	印	出	併	美	伊
議	山	自	高																																																																																											
会	町	良	富																																																																																											
長	合	村	町																																																																																											
之	併	・	・																																																																																											
印	協	美	伊																																																																																											
代	議	山	自	高																																																																																										
理	会	町	良	富																																																																																										
者	長	合	村	町																																																																																										
之	職	併	・	・																																																																																										
印	務	協	美	伊																																																																																										
長	議	山	自	高																																																																																										
之	会	町	良	富																																																																																										
印	事	合	村	町																																																																																										
務	併	・	・																																																																																											
局	協	美	伊																																																																																											
納	協	山	自	高																																																																																										
員	議	町	良	富																																																																																										
之	会	合	・	・																																																																																										
印	出	併	美	伊																																																																																										
3. 寸法	1.8cm×1.8cm	1.8cm×1.8cm	1.8cm×1.8cm	1.8cm×1.8cm																																																																																										
4. 書体	古印体	古印体	古印体	古印体																																																																																										
5. 用途	会長名をもって発 する文書用	会長職務代理者名 をもって発する文 書用	事務局長名をもっ て発する文書用	出納員をもって発 する文書用																																																																																										
6. 個数	1	1	1	1																																																																																										

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	合併の方式	協議細目	
調整の方針	(案) 高富町、伊自良村、美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とする。		
項目	新設(対等)合併	編入(吸収)合併	
合併方式の定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入(吸収)することで、市町村の数の減少を伴うもの。	
新自治体の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。	
新自治体名の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。	
新しい事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。	
現町村長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。	
議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	
	特例	次のいずれかによることができる。	
	定数 在任	設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。) 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。	
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	
その他特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。	
一般職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。	
条例・規則等	消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)	
農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	合併の方式	協議細目
調整の方針		
項目	市と町村との主な違い	
	市の場合	町村の場合
議員の定数	人口5万人未満の市の場合の議員定数(上限)は、30人。 平成15年1月1日以降は26人	人口2万以上の町村の場合の議員定数(上限)は、30人。 平成15年1月1日以降は26人
議会の招集の告示期間	開会の日の7日前までに告示。	開会の日の3日前までに告示。
議会事務局を置かない場合の職員の配置	議会事務局を置かない市の議会に書記長、書記その他の職員を置く。	議会事務局を置かない町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、書記長を置かないことができる。
収入役	収入役を置かなければならない	条例で収入役を置かず、町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
選挙管理委員会の職員	市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く。	町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。
監査委員の定数	人口25万人未満の市の定数は、3人又は2人。	定数は、2人。
選挙期間	指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙の期間は、7日間。	議会の議員及び長の選挙の期間は、5日間。
福祉事務所	福祉事務所の設置が義務づけられている。	福祉事務所の設置は任意。
生活保護	生活保護の決定及び実施等を行う。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
妊産婦等の入所等の措置	妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所等措置を行う。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
障害児福祉手当等	障害児福祉手当、特別障害者手当の受給資格の認定及び支給等を行う。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
知的障害者の援護等	知的障害者の援護等を実施。	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
児童扶養手当	児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等を行う。 平成14年8月1日から施行	福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。
史跡名勝、天然記念物	市の教育委員会は、史跡名勝、天然記念物の現状変更等(重大な現状変更等を除く)の許可等を行う。	町村の教育委員会にあっては、これを行わない。
商店街振興組合等	市の区域を越えない商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可、定款の変更の許可等を行う。	町村にあっては、これを行わない。

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会名

合併協議会事務局

協議項目	合併の期日	協議細目	備考	
調整の方針	(案)平成15年(2003年)4月1日とする。			
留意事項	先進事例		備考	
<p>1. 市になるための要件</p> <p>平成16年3月31日までに合併した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口要件は3万人以上とし、その他の要件は問わない。(市町村の合併の特例に関する法律附則第2条の2) <p>平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口4万人以上を有すること。 ・ 中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。 ・ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。 ・ 都道府県の条例()で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。 	昭和60年4月1日以降の先進事例		岐阜県条例(抄)	
	期日	新市町村名	合併関係市町村名	合併方式
	昭和62年			
	4月1日	藤橋村(岐阜県)	藤橋村・徳山村	編入
	11月1日	仙台市	仙台市・宮城町	編入
	11月30日	つくば市	桜村・谷田部町 豊里町・大穂町	新設
	昭和63年			
	1月31日	つくば市	つくば市・築波町	編入
	3月1日	仙台市	仙台市・泉市	編入
	3月1日	仙台市	仙台市・秋保町	編入
	平成3年			
	2月1日	熊本市	熊本市・北部町	編入
	2月1日	熊本市	熊本市・河内町	編入
	2月1日	熊本市	熊本市・飽田町	編入
	2月1日	熊本市	熊本市・天明町	編入
4月1日	北上市	北上市・和賀町・ 江釣子村	新設	
5月1日	浜松市	浜松市・可美村	編入	
平成4年				
3月3日	水戸市	水戸市・常澄村	編入	
4月1日	盛岡市	盛岡市・都南村	編入	
			都市的施設その他都市としての要件に関する条例(昭和23年5月26日 岐阜県条例第25号) 市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法第8条第1項第1号乃至第3号に定めるものの外、左に掲げる要件を具備していなければならない。 (1) 税務署、公共職業安定所等の官署又は県の公署が5以上設けられていること。 (2) 学校教育法第4章に規定する高等学校又は同法第98条第1項の規定による中等学校が3以上設けられていること。 (3) 公立の図書館、博物館、公会堂、公民館又は公園等の文化施設を2以上有すること。 (4) 上水道、下水道、軌道又はバス事業等の事業を、当該普通地方公共団体において1以上経営していること。 (5) 当該普通地方公共団体の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額が、県の区域内における他の市民の住民一人当たりの国税又は地方税の納税額と同額又はそれ以上であること。 (6) 当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口で除した額が、県の区域内における他の市の前年度予算総額をその市の全人口で除した額と同額又はそれ以上であること。 (7) 銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと。 (8) 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、最近五箇年間増加の傾向にあること。 (9) 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられていること。	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会名

合併協議会事務局

協議項目	合併の期日	協議細目			
調整の方針					
留意事項	先進事例	備考			
<p>2. 「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年3月31日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないことになる。</p> <p>主な財政措置</p> <p>普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第11条）</p> <p>合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の5年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。</p> <p>合併特例債（第11条の2）</p> <p>市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当（充当率95%）でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業 ・ 合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て 	昭和60年4月1日以降の先進事例				
	期日	新市町村名	合併関係市町村名	合併方式	
	平成5年 7月1日	飯田市	飯田市・上郷町	編入	
	平成6年 11月1日	ひたちなか市	勝田市・那珂湊市	新設	
	平成7年 9月1日	鹿嶋市	大野村・鹿島町	編入	
	9月1日	あきる野市	秋川市・五日市町	新設	
	平成11年 4月1日	篠山市	篠山町・西紀町 丹南町・今田町	新設	
	平成13年 1月1日	新潟市	新潟市・黒埼町	編入	
	1月21日	西東京市	田無市・保谷市	新設	
	4月1日	潮来市	潮来町・牛堀町	編入	
5月1日	さいたま市	浦和市・大宮市 与野市	新設		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会名

合併協議会事務局

協議項目	合併の期日	協議細目		
調整の方針				
留意事項	先進事例			備考
	施行期日集計 計 23件中 (新設合併 7件、編入合併 16件)}			
	日 別 件 数		月 別 件 数	
	1月1日	1件	1月	3件
	1月21日	1件	2月	4件
	1月31日	1件	3月	3件
	2月1日	4件	4月	5件
	3月1日	2件	5月	2件
	3月3日	1件	7月	1件
	4月1日	5件	9月	2件
	5月1日	2件	11月	3件
	7月1日	1件	合 計	23件
	9月1日	2件		
	11月1日	2件		
	11月30日	1件		
	合 計	23件		

市町村合併スケジュール

参考資料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会（法定協議会） 小委員会

幹事会

専門部会
分科会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会（法定協議会） 小委員会

市町村建設設計画県協議（合併特例法第5条）

市町村建設設計画県報告（合併特例法第5条）

合併協定書調印式

高富町議決

伊自良村議決

美山町議決

配置分合、財産処分、議員定数・在任期間、農業委員の任期

地方自治法第7条

合併申請書

合併期日、合併方式、新自治体の名称、新自治体の事務所の位置、合併を必要とした理由、合併に至る経緯の概要、議会議決書・議事録、財産処分協議書、議員定数及び在任に関する協議書、農業委員会任期に関する協議書、合併協定書・建設計画書、関係町村の現況表

新自治体準備

県へ申請

総務省協議

総務省回答

地方自治法第7条

合併（配置分合）の決定

県議会議決

総務省へ届出

総務省告示

= 効力発生

地方自治法第7条

地方自治法第7条

高富町閉町式

=

伊自良村閉町式

=

美山町閉町式

新自治体誕生（首長職務執行者：3町村長の互選による）

開庁式 開所式・テープカット、各種告示

臨時議会（議長・委員会構成等、約200件の条例・暫定予算専決承認、一部事務組合、指定金融機関等）

教育委員会（選挙、職務代理、委員会規則等）

選挙管理委員会（選挙規程、委員長選挙等）、固定資産評価審査委員会

首長選挙（50日以内） 在任特例を適用しない場合には議員選挙あり

臨時議会

助役・収入役・監査委員等選任同意、補正予算、条例改正

教育委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会委員選出

定例会

本予算

合併後の国の財政措置 (山県郡合併試算例)

構成市町村名	人口(平成12年国勢調査速報値)
高富町・伊自良村・美山町	30,951人

1. 合併特例債(充当率95%、普通交付税措置率70%)

合併市町村まちづくりのための建設事業(合併前の市町村間の道路整備等)

標準全体事業費 a	約126.1億円	(合併から10年間の事業の合算)
借入限度額 $a \times 0.95$ (b)	約119.8億円	(標準全体事業費の95%)
普通交付税算入額 $b \times 0.70$ (c)	約83.8億円	(借入限度額の70%)

合併後の市町村の振興のための基金造成(地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等)

標準基金規模 a	約12億円	
標準基金規模の5割増(b)	約18億円	上限40億
借入限度額 $b \times 0.95$ 又は 40×0.95 (c)	約17億円	(基金の95%)
普通交付税算入額 $c \times 0.70$ (d)	約12億円	(借入限度額の70%)

2. 合併直後の臨時的経費(行政の一体化、行政水準の格差是正経費等)に対する普通交付税措置

普通交付税上乗せ額	約3.2億円
-----------	--------

3. 合併関係市町村の公共料金等格差是正に対する特別交付税措置

特別交付税措置額	約5.6億円
----------	--------

4. 合併市町村補助金(出納・税務等の電算システムの変更等経費、公共施設のネットワーク化経費等)

合併市町村補助金	3.0億円
----------	-------

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	事務所の位置			協議細目					
調整の方針	(案)事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木1000番地1とする。現在の伊自良村役場を「伊自良支所」とし、現在の美山町役場を「美山支所」とする。								
項目	高 富 町			伊 自 良 村		美 山 町		備 考	
地理的条件	住所	山県郡高富町高木1000番地1			山県郡伊自良村大門922番地の4		山県郡美山町谷合1358番地の1		
	海拔	28m			45m		140m		
	公共交通	岐阜バス・ハーバス停留所			岐阜バス停留所		岐阜バス停留所		
	主要アクセス道	主要地方道 関～本巣線、国道256号バイパス(予定)、東海環状自動車道(予定)			主要地方道 岐阜美山線		国道418号		
	近隣公共施設	法務局高富出張所(約1,450m) 高富警察署(約950m) 高富郵便局(約1,500m)			伊自良警察官駐在所(約60m) 伊自良郵便局(約1,400m)		美山交番(約170m) 美山北郵便局(約170m)		
	地区・地域	第2種住居地域(未線引き)			用途指定なし		用途指定なし		
建物・敷地関係	区分	本庁舎	ふれあいセンター	げんき広場	本庁舎	(うち、増築)	本庁舎	(うち、増築)	山村開発センター
	竣工時期	平成7年11月	平成9年3月	平成7年11月	昭和52年3月	(平成4年11月)	昭和49年12月		昭和48年9月
	施設規模	鉄筋コンクリート4階建(一部鉄骨造)	鉄筋コンクリート3階建(一部鉄骨造)		鉄筋コンクリート2階建(一部鉄骨造)	(鉄骨平屋建)		鉄筋コンクリート3階建、地下1階	鉄筋コンクリート3階建
	延床面積	5,910.07㎡	2,547.45㎡	-	1,465.79㎡	(50.59㎡)	3,118.21㎡	(63.30㎡)	1,199.61㎡
	建築面積	1,852.61㎡	1,077.00㎡	-	1,025.04㎡	(50.59㎡)	910.59㎡	(63.30㎡)	322.42㎡
	敷地面積	12,230.00㎡	2,340.00㎡	7,440.00㎡	1,917.00㎡		6,851.35㎡(実測 8,462.24㎡)		
		38,680.00㎡(道水路除く)							
	空調設備	吸収式冷温水発生機			吸収式冷温水発生機		吸収式冷温水発生機		
	電気設備	3相3線6600V、600KVA			3相3線6600V、125KVA		3相3線6600V、450KVA		
	非常用電源設備	3相3線210V、55KVA			3相3線220V、20KVA		-		
	給水設備	上水道 75mm		自家水	簡易水道 20mm、自家水 50mm		簡易水道 75mm		
	昇降設備	身障用15人乗	身障用13人乗	-	-		身障用9人乗	-	
	消防設備	屋内消火栓、消火器			消火器		消火器		
	下水設備	合併処理浄化槽 775人槽		合併処理浄化槽 250人槽	農業集落排水へ接続		合併処理浄化槽 370人槽		
	身障者用等設備	身障用トイレ(各階)、身障用エレベーター、スロープ、点字ブロック、点字サイン等			身障用トイレ、スロープ等		身障用トイレ、身障用エレベーター、スロープ、点字サイン等		
駐車場	167台	24台	47台	26台		170台			
公用車庫	56台			10台		37台			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	事務所の位置	協議細目	
調整の方針			
留意項目	先	進	事例
	新市町村名	合併の期日	新事務所の位置
<p>1.事務所の位置等</p> <p>根拠法令</p> <p>事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に適切な考慮を払い、条例で定めなければならない。(地方自治法第4条第1項、同条第2項)</p> <p>規定事項</p> <p>番地まで決定すべきが原則。(行政実例)</p> <p>2.支所等</p> <p>根拠法令</p> <p>条例により、「支所」又は「出張所」を設けることができる。(地方自治法第155条第1項)</p> <p>規定事項</p> <p>「支所」「出張所」以外の名称は適当でない。(行政実例)</p>	<p>さいたま市</p>	<p>平成13年5月1日</p>	<p>(1)新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。</p> <p>(2)将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。</p> <p>(3)将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。</p>
	西東京市	平成13年1月21日	新市の事務所の位置は、田無市南町5丁目6番1号とする。現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。
	篠山市	平成11年4月1日	多気郡篠山町北新町41番地とする。
	あきる野市	平成7年9月1日	事務処理上の事務所の位置ということで、「旧秋川市役所」の位置とした。
			<p>地方自治法</p> <p>第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適切な考慮を払わなければならない。</p> <p>第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。</p> <p>支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p>

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

専門部会

合併協議会事務局

協議項目	新自治体の名称について	協議細目	
調整の方針	(案)小委員会で選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定する。		
留意事項	先進事例	備考	
<p>1. 地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずるおそれがあるもの等は、不適當と思われる。</p> <p>2. 市町村の名称として、大多数は、漢字を使用している。ひらがな、カタカナの市町村もあるが、記号やロ・マ字を使用している市町村はない。</p> <p>3. 「」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので、不適當と思われる。 ロ・マ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違い日本の文字ではないということに注意する必要がある。</p> <p>4. 町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるため、市の名称については、郡名を冠することができないので、町村以上に団体の識別が、容易であることが求められる。 この点については、町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる地方公共団体については、既存の市の名称同一又は類似することとならないように、十分配慮すること」とされている。</p>	<p>引田町・白鳥町・大内町合併協議会(香川県)の場合】</p> <p>新市の名称 「東かがわ市」 合併の期日 「平成15年4月1日」</p> <p>新市の名称決定方法について</p> <p>小委員会を設置し審議(委員は学識経験者12名で構成)</p> <p>小委員会で名称募集要領、名称選定基準 選定方法、懸賞方法制定 (募集要領の主な内容)</p> <p>募集は全国からの公募方式(はがき、封書、ファックス、メール)</p> <p>名称は、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称 引田・白鳥・大内の名称を使用しない名称 地域のイメージに合った名称</p> <p>応募総数 5,967通 (2,867種類)</p> <p>小委員会で10候補選定</p> <p>第6回協議会で3候補に絞り込み</p> <p>第7回協議会で協議の上名称決定</p>		

市町村建設計画策定のためのアンケート実施について

趣 旨

市町村建設計画を策定する上で、住民意見聴取のため、住民アンケートを実施する。また、このアンケートの実施により、併せて町村合併の啓発も行う

方 法

調査対象 山県郡3町村の全世帯 約9,500戸

基本的に、住民基本台帳及び外国人登録台帳への搭載者を対象とし、世帯員のいずれかの者の記入による。

配布方法等

配布は機関誌・広報誌配布時（毎月1日）と同時に行い、回収は「料金別納」による着払いの郵送方法による。

スケジュール

平成13年8～9月 調査票案作成 配布手続き

平成13年10月1日 各戸配布

平成13年10月下旬～ 回収 分析

平成13年11月下旬 取りまとめの報告書を作成

主な調査項目

【記入者】 町村名、校区・地区、性別、年齢区分、職業、勤務・修学先自治体、居住期間等

【意識項目】 市町村合併に関する一般論について、郡内合併への関心度、山県郡の将来イメージ、合併により期待すること（分野別）